



草加市監査委員告示第 6 号

監査の結果に関する報告について（公表）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項の規定に基づき実施した行政監査の結果に関する報告を同条第 9 項及び第 10 項並びに草加市監査基準（令和 2 年監査告示第 4 号）第 17 条の規定により、次のとおり公表する。

令和 3 年 12 月 22 日

草加市監査委員 中 村 幸 彦

草加市監査委員 新 井 貞 夫

令和 3 年度行政監査 結果報告

草加市監査基準（令和 2 年監査告示第 4 号）に準拠した行政監査を実施しましたので、次のとおり報告します。

1 監査の種類

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 2 項の規定による行政監査

2 監査対象部局

全部局室

3 監査対象事務

指定管理者制度の運用について

4 監査の目的

本市における指定管理者制度は導入から 15 年が経過し、制度運用の実績が蓄積される一方、制度の定着につれ、市の担当職員にとって公の施設の管理業務が見えにくくなり、当事者意識の希薄化が生じていることも考えられることから、指定管理者制度の運用に関する検証及び監査を行い、適正な制度運用の確保に資することを目的に監査を実施しました。

5 監査の対象範囲

令和 3 年 5 月 1 日現在、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づく指定管理者制度を導入している施設の所管部署及び本制度の総括部署

6 監査期間

令和 3 年 6 月 1 日（火）から令和 3 年 12 月 17 日（金）まで（講評を含む。）

7 監査の実施手続

草加市監査事務処理要領第 5 条、第 6 条及び第 7 条の規定に基づき、指定管理者制度の運用について所管部局に対し調査を行い、証拠書類（決裁文書等）との照合並びに関係者からの事情聴取等、通常実施すべき監査手続により実施しました。

8 監査の着眼点

(1) 指定管理者の募集・選定等は適切に行われているか。

- (2) 指定管理施設の事業評価は適切に行われているか。
- (3) 協定書等は必要事項が記載され、適正に遂行されているか。
- (4) 指定管理者への指導・監督等は適切に行われているか。
- (5) 利用者ニーズ・要望等の把握と改善は適切に行われているか。
- (6) 指定管理料の精算は適切に行われているか。
- (7) 利用料金制度の採用及び運用は適切に行われているか。
- (8) その他、「行政監査の着眼点」のとおり。

9 調査等の結果

「指定管理者制度の運用について」

(1) はじめに

平成15年9月に地方自治法の一部が改正され、公の施設の管理については、それまでの管理委託制度に代わり、指定管理者制度が創設されました。管理委託制度では、公の施設の管理委託先は地方公共団体の出資法人等に限定されていましたが、指定管理者制度は、「多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図ること」を目的とし、民間事業者を含めた幅広い団体において、公の施設の管理が可能となりました。これにより、多様な管理運営主体の能力やノウハウを最大限に活用し、一層充実したサービスが効率的に提供されています。

本市では、平成18年4月1日から指定管理者制度を導入し、令和3年4月1日現在で指定管理者による管理施設は41施設となっています。

(2) 調査等の結果

ア 対象施設について

今回の調査で対象となる施設は、令和3年5月1日現在、市内の公の施設のうち、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者制度を導入している全41施設（18協定）です。

指定管理者制度を導入している部局は、表1のとおり、自治文化部が25施設と最も多く、続いて健康福祉部8施設、子ども未来部7施設、都市整備部1施設となっています。なお、全庁的な指定管理者制度の運用の調整については、総務部庶務課で行っています。

表1 指定管理者制度導入施設等一覧

協定No.	施設No.	施設名	指定管理者	所属	部局
1	1	草加市立原町コミュニティセンター	一般社団法人草加市コミュニティ協議会	みんなでまちづくり課	自治文化部
	2	草加市立稲荷コミュニティセンター			
	3	草加市立氷川コミュニティセンター			
	4	草加市立柳島コミュニティセンター			
	5	草加市立八幡コミュニティセンター			
	6	草加市立高砂コミュニティセンター			
	7	草加市立草加南ミニコミュニティセンター			
	8	草加市立草加北ミニコミュニティセンター			
	9	草加市立松原ミニコミュニティセンター			
	10	草加市立新田ミニコミュニティセンター			
	11	草加市立谷塚ミニコミュニティセンター			
	12	草加市立谷塚南ミニコミュニティセンター			
2	13	草加市立瀬崎コミュニティセンター	谷塚東部ブロック瀬崎まちづくり市民会議	みんなでまちづくり課	自治文化部
3	15	草加市物産・観光情報センター	アコス株式会社	産業振興課	
4	14	アコソール	アコス株式会社	文化観光課	
5	16	草加市文化会館	公益財団法人草加市文化協会	文化観光課	
6	17	草加市スポーツ健康都市記念体育館	公益財団法人草加市スポーツ協会	スポーツ振興課	自治文化部
	18	草加市民体育館			
	19	草加市営総合運動場			
	20	草加市営吉町テニスコート			
	21	そうか公園テニスコート			
	22	そうか公園多目的運動広場			
	23	そうか公園キャンプ場			
	24	工業団地公園野球場			
	25	市民温水プール			
7	26	草加市立社会福祉活動センター	公益社団法人草加市シルバー人材センター	福祉政策課	健康福祉部
8	27	草加市総合福祉センターであいの森	社会福祉法人草加市社会福祉事業団	長寿支援課	
9	28	草加市立養護老人ホーム松楽苑	社会福祉法人草加市社会福祉事業団	長寿支援課	
10	29	草加市在宅福祉センターさくらの里	社会福祉法人草加市社会福祉事業団	長寿支援課	
11	30	草加市高齢者福祉センターふれあいの里	社会福祉法人草加市社会福祉事業団	長寿支援課	
12	31	草加市障害福祉サービス事業所つばさの森	社会福祉法人草加市社会福祉事業団	障がい福祉課	
13	32	草加市障害者グループホームひまわりの郷	社会福祉法人草加市社会福祉事業団	障がい福祉課	
14	33	草加市障害者就労訓練農場	株式会社パソナハートフル	障がい福祉課	
15	34	草加市立松原児童クラブ	社会福祉法人草加市社会福祉協議会	子ども育成課	子ども未来部
	35	草加市立西町児童クラブ			
	36	草加市立氷川児童クラブ			
	37	草加市立花栗南児童クラブ			
	38	草加市立谷塚児童クラブ			
16	39	草加市立氷川児童センター	公益財団法人児童育成協会	子ども育成課	子ども未来部
17	40	草加市保育ステーション	特定非営利活動法人さくらんぼ	保育課	
18	41	シティパーキングアコス	アコス株式会社	都市計画課	都市整備部

イ 指定期間について

草加市の指定管理者制度運用基準（以下「運用基準」という。）では、競争の機会の確保や経費の節減、安定した管理運営などの観点から、指定期間の標準を５年間で定めています。表２のとおり本市では、現在締結している１８協定全てで指定期間が５年間となっています。なお、全国の市区町村における指定管理者との指定期間で最も多く設定されている期間は５年間となっています。

表２ 指定期間

指定期間	割合（草加市）	割合（全国市区町村※）
３年未満	-	1.7%
３年	-	16.8%
４年	-	4.2%
５年	100.0%	70.6%
６年以上	-	6.7%

※令和元年５月１７日 総務省「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果の公表」に基づく、平成３０年４月１日現在における全国市区町村６１,３６４施設。

ウ 導入理由について

指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上及び経費の削減等を図ることを目的としていますが、本市における導入理由として、表３のとおり「サービスの向上が期待できる。」が１３協定と最も多く、続いて「関連施設の連携強化や、一元的な管理・運営により効率化が期待できる。」が１２協定、「民間事業者等の能力が最大限活用できる。」が１１協定となっています。

表３ 導入理由について

※複数回答可

導入理由	協定数
サービスの向上が期待できる。	13
関連施設の連携強化や、一元的な管理・運営により効率化が期待できる。	12
民間事業者等の能力が最大限活用できる。	11
施設の利用促進が期待できる。	7
管理運営経費の削減が期待できる。	7

エ 公募・非公募の別について

運用基準では、「指定管理者制度は、効率性を高めることを目的としていることから、随意とすることは例外的な取扱いであり、競争性は発揮されないため、指定期間内及び見直し時に適正に評価を行う必要があります。」とありますが、表４のような理由がある場合、非公募（随意）での指定を認めています。

表４ 非公募理由について

※複数回答可

理由	協定数
施設管理・事業運営に専門的な知識・経験・スタッフを要している。	12
設置目的が同じ施設について、一体的な管理・運営や連携強化が市民にとって有利なものである。	9
地域密着型施設であり、地域団体等による施設管理・事業運営が望ましい。	8
事業の継続性が必要と認められる。	5
その他	1

本市では、非公募とした理由として、「施設管理・事業運営に専門的な知識・経験・スタッフを要している」が１２協定と最も多く、続いて「設置目的が同じ施設について、一体的な管理・運営や連携強化が市民にとって有利なものである」が９施設などとなっています。

本市の４１施設のうち、公募・非公募の割合をみると、表５及び図１のとおり公募が４．９％（２施設）、非公募が９５．１％（３９施設）となっています。全国市区町村の割合は公募が４４．９％、非公募が５５．１％となっており、それらと比較すると本市では非公募の割合が非常に大きくなっています。

表５ 公募・非公募の別

公募・非公募の別	施設数（草加市）	割合（草加市）	割合（全国市区町村）
公募	2	4.9%	44.9%
非公募	39	95.1%	55.1%

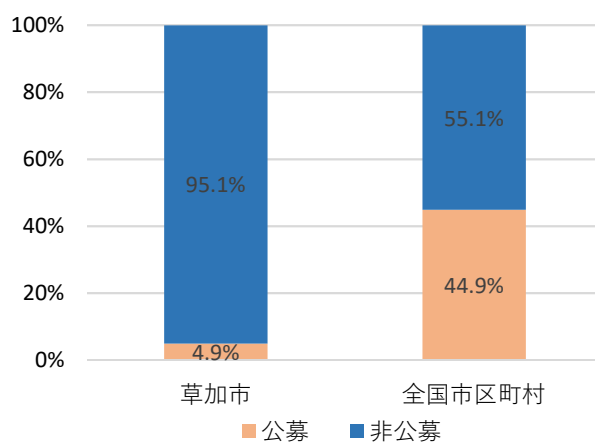


図１ 公募・非公募の割合

表６ 公募２施設における応募団体数

応募団体	施設数
1団体	1
2団体	1

運用基準では、「随意とすることは例外的な取扱い」と位置付けをしており、また、総務省「指定管理者制度の運用について（平成２２年１２月２８日付け総行経第３８号総務省自治行政局長通知）」（資料１）によると、「指定管理者の指定の申請にあたっては、住民サービスを効果的、効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義があり、複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましい。」としています。しかし、表６のとおり公募により募集した施設は２施設でしたが、１施設は応募者が１団体であり、公募の実態を伴っていたのは２団体の応募があった１施設のみといえます。

公募は、応募者それぞれが管理運営に創意工夫を凝らした上で提案を行うとともに、従来のサービスの拡充や新たなサービスの提供、さらに経費の削減などを提案し、それにより競争性が働くというメリットが大きいため、積極的な導入を検討してください。

オ 使用料（料金収受代行制度）、利用料金（利用料金制度）について

指定管理者制度において、施設の利用に係る料金の収納先（帰属先）は２通りあり、自治体の収入となるものが使用料、指定管理者の収入となるものが利用料金であり、それぞれの相違点は表７のとおりです。

表７ 使用料及び利用料金の相違点

	使 用 料	利 用 料 金
料金の収納先	自治体	指定管理者
料金徴収	自治体又は指定管理者	指定管理者
収入に対する会計事務	自治体において会計処理を行う。	自治体の会計処理なし。
自治体のメリット	自治体の意図する価格でのサービス提供が可能。	自治体において収入の会計処理を行う必要がない。利用が増えることで指定管理者の収益に直結することから、経営努力が働きサービスの向上につながる可能性がある。
自治体のデメリット	利用が増加した分経費も増加してしまうことから、創意工夫を行わないなど利用促進の面で難がある。（サービスの低下）自治体において収入の会計処理を行う必要がある。	利用料金が想定を下回った場合など、指定管理の継続が不能となる可能性がある。
指定管理者のメリット	収入面における経営リスクがない。	経営努力や創意工夫により利用が増加し、収入が増えれば指定管理者のインセンティブとなる。
指定管理者のデメリット	経営努力や創意工夫により利用が増加し、収入が増えても指定管理者のインセンティブ（利益分配）とならない。	収入が減少した場合の経営リスクがある。

本市の導入状況は、表８のとおり、使用料が２４施設、利用料金が１０施設、その他（該当無し）が７施設となっています。

表8 料金体系について

	施設数（協定数）	割合	割合（全国市区町村）
使用料	24施設（5協定）	58.5%	-
利用料金	10施設（10協定）	24.4%	54.2%
その他（該当無し）	7施設（3協定）	17.1%	-

なお、指定管理料の算定に当たっては、原則として表9のとおり、使用料は想定される維持管理運営経費を指定管理料とし、利用料金は想定される維持管理運営経費から想定される利用料金収入を差し引いて指定管理料を算定します。これにより、利用料金制を導入している場合、原則として想定より収入が増加すれば指定管理者のインセンティブとなる一方、収入が想定を下回った場合、指定管理者が不足分を負担するという仕組みになっています。

表9 指定管理料の算定方法

使用料

指 定 管 理 料
経 費

利用料金

指 定 管 理 料	利 用 料 金 収 入（見 込）
経 費	

カ 精算について

指定管理料に余剰が生じた場合等の精算について、本市の運用基準では、以下のように定めています。

指定管理者の経営努力を促す観点から、原則として指定管理料の精算は行わないものとします。

ただし、修繕費や備品購入費など特別の扱いを要する経費については、実績に基づき別に精算することができるものとします。

また、福祉施設などで利用実績に応じて管理経費の増減が大きくなるもの及び指定管理料で人件費の割合が高いものについては、正確な積算が困難である場合が多く、多額の余剰金が生じることがあります。このような施設についても、その設置目的や管理団体の目的などを見極めた上で精算を行うものとします。

これによると、原則精算は行わないものの、指定管理者の経営努力によらない事由により執行残が生じる性質の経費（修繕費、備品購入費等）及び指定管理者施設が福祉施設である場合においては精算を認めていると捉えられます。

なお、本市の精算方法について図式化したものが図2のとおりとなります。

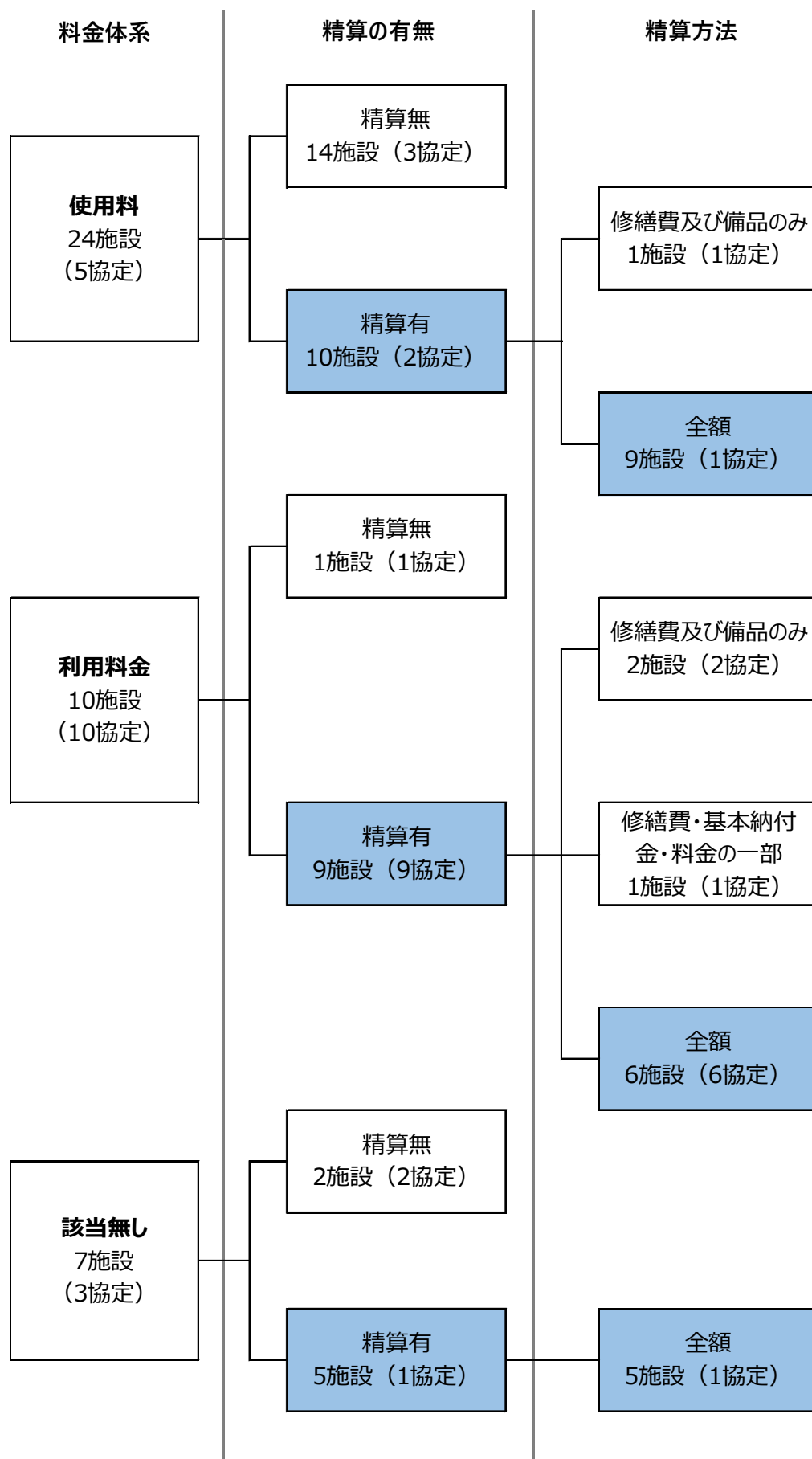


図2 料金体系別精算方法

原則として精算を行わないものとするという運用基準の中で、現在、多くの施設が精算を行っています。

精算を行う場合には、指定管理者施設の設置目的・特性等を総合的に判断した上で、その経費に掛かる精算を行うべきであり、経営努力によらない修繕費、備品購入費などの特別な取り扱いをする経費以外のものについては安易に精算を行うのではなく、サービスを低下することなく経営努力がされた部分については団体のインセンティブにするなど精算方法について十分な検討を行ってください。また、福祉施設では利用実績に応じて管理経費の増減が大きくなり、指定管理料の積算が困難な場合も想定されていますが、団体のモチベーションが維持できるような方策を検討してください。

さらに、精算を行わない場合は、指定管理料の積算時の十分な精査及び指定管理者の経営努力が必要となり、説明責任が果たせるよう努めてください。

キ 指定管理者による利用者アンケートの実施について

指定管理者が利用者へのアンケートを実施しているか調査したところ表１０のとおりとなりました。令和２年度において、アンケートを実施している施設は３３施設（１０協定）、アンケートを実施していない施設は８施設（８協定）です。アンケートは、わずかな経費でサービス向上のアイデアを得る絶好の機会とも考えられ、また、指定管理者を評価する評価表において、その実施は評価対象項目にもなっています。

利用者の意見や苦情、要望を受け、日々変化する利用者ニーズに迅速かつ的確に対応し、サービスのさらなる改善につなげることができるよう、アンケートを積極的に行うことを検討してください。なお、アンケートを投函する利用者は限定的である可能性も否定できないため、多くの利用者の意見を幅広く吸い上げることができるよう、アンケートの実施方法を工夫してください。

表１０ アンケート実施の有無

年度	アンケート実施の有無	
	有	無
令和２年度	33施設（10協定）	8施設（8協定）
令和元年度	32施設（9協定）	9施設（9協定）

ク 市所有備品の確認方法について

指定管理者制度では、業務に必要な備品等は、原則として市が用意し、指定管理者に無償で貸与しています。市の備品の取扱いとしては、備品を所有する所属において、年度当初に備品及びその現在高を確認・整理し、「備品現在高

報告書」により会計管理者へ報告しています。そこで、備品の現在高の確認方法について調査を行ったところ、表 1 1 のとおりとなりました。

表 1 1 備品確認方法

備品確認方法	施設数（協定数）
指定管理者が現物確認を行い、その報告を受けている。	25施設（13協定）
実際に施設へ行き、備品台帳と備品の照らし合わせを全て行う。	15施設（4協定）
実際に施設へ行き、備品台帳と備品の照らし合わせを一部行う。 新規取得又は廃棄や移管等、動きのあったものを備品台帳に基づき確認している。	1施設（1協定）

「指定管理者が現物確認を行い、その報告を受けている。」という施設が 25 施設、「実際に施設へ行き、備品台帳と備品の照らし合わせを全て行う。」という施設が 15 施設などとなっており、前者の主体は指定管理者、後者は市の職員が確認をしており、協定ごとで備品の確認方法に差異があります。なお、どの協定においても、協定書又は仕様書に、備品の確認を誰が主体となっていくかなど明確な記載はありませんでした。

備品の確認は、普段から備品の使用・管理を行い、備品の所在等を把握している指定管理者によって現在高を確認することが、迅速かつ効率的であると考えられます。そのため、指定管理者が備品の確認を行い、その結果を所管課に報告する旨を協定書又は仕様書に規定するなど、事務執行がより効率的になるような仕組みづくりを検討してください。

ケ 評価表の作成について

本市の運用基準では、年間を通じた指定管理者の管理・運営について評価し、評価表の作成を行うこととしています。これは、多角的な評価を行うことで管理運営の適正を期し、品質を向上させることを目的としています。また、評価結果が優れている場合は、指定期間の延長や、指定管理者選定時に一定の影響を及ぼす重要なものとしています。

令和 2 年度分の評価表が作成されているか調査したところ、全ての協定で評価表が作成され、評価表を指定管理者に送付していることが確認できました。評価表は、指定管理者が適正に施設を管理しているか客観的に判断できる重要なものであり、施設の管理・運営の品質向上に資するものでもありますので、引き続き遺漏なく毎年度評価表を作成してください。

コ 公衆電話料金の取扱いについて

4 1 施設のうち、公衆電話が設置されている施設は、表 1 2 のとおり、1 9

施設ありました。表 1 3 のとおり、1 9 施設のうち 1 8 施設において電話料金の回収を指定管理者が行い、残り 1 施設は N T T が回収を行っています。また、回収した料金の取扱いは、表 1 4 のとおり、1 4 施設が市の歳入としており、4 施設が指定管理者の収入、1 施設が N T T の収入としています。どの施設においても仕様書等で電話料金の取扱いには触れておらず、その取扱いは協定ごとに差異があります。

指定管理者が公衆電話の通話料金を回収し、その料金を指定管理料の電話料金に充当することで、事務処理や会計処理の軽減を図ることができ、双方にとってメリットがあると考えられますので、仕様書等で公衆電話料金の取扱いを明確にするなど、対応を検討してください。

表 1 2 公衆電話の有無

公衆電話の有無	施設数
有	19施設
無	22施設

表 1 4 料金の取扱い

料金の取り扱い	施設数
市の歳入としている。	14施設
指定管理者の収入としている。	4施設
NTTの収入としている。	1施設

表 1 3 料金の回収主体

料金の回収	施設数
指定管理者	18施設
NTT	1施設

サ 災害時の対応について

近年、全国各地で自然災害による甚大な被害が発生しており、災害への備えは自治体にとって非常に重要な役目となっています。本市では、草加市地域防災計画に基づき、指定管理者施設も避難所や防災拠点等の役割が定められており、災害発生時にはその対応が求められているところです。

総務省は、平成 2 8 年 4 月に熊本地方で発生した最大震度 7 を観測した大規模地震について、指定管理者施設ではどのような混乱や課題が生じたか調査を行いました。例えば熊本市では指定管理者施設のうち 8 施設が避難所に指定されていましたが、結果的には 7 1 施設が避難所となり、避難所立ち上げの手順、避難所運営の責任の所在や市と指定管理者の役割分担、情報共有や物資・人員の配備等の観点で、数多くの混乱が生じたようです。また、避難所運営を想定していなかった指定管理者に多大な負担が生じる場合もあったとしています。

これらの調査結果をふまえ、総務省は「大規模地震に係る災害発生時における避難所運営を想定した指定管理者制度の運用について（平成 2 9 年 4 月 2 5 日付け総行経第 2 5 号総務省自治行政局長通知）」（資料 2）を地方公共団体

に向けて情報発信しました。それによると、施設が指定避難所である場合、避難所運営の対応マニュアルの作成、指定管理者との協定の締結等を通じ、市と指定管理者の間の役割分担をあらかじめ明確にしておく必要があるとしています。また、指定避難所でない場合でも、周辺住民から見て避難に適していると判断された施設は事実上避難者が集まる場所となり、さらに事後的に指定避難所として指定されることもあり得ることに留意し、避難者の受入れの可否の判断方法や、受け入れた場合の市と指定管理者の役割分担を明確にすべきとしています。さらに、指定管理者が管理する施設を避難所等として利用する場合、新たに必要となる費用や、施設の通常利用ができないことによる利用料金収入の補填等の追加負担、また、不要となる費用の減額等の精算について、その方針や協議の方法をあらかじめ定めておく必要があり、これらを条例、地域防災計画のほか、指定管理者との間で定める協定その他の書面において、可能な限り具体的に明記しておくことが望ましいとしています。

本市では、避難所に指定されている施設において、協定書等で災害発生時の対応について取決めを行っているものの、具体性を欠くものが見受けられました。また、避難所に指定されていない施設についても同様であるため、総務省通知のとおり、速やかに協定書等で役割分担や費用負担等の明記を行い、実行可能となるよう整備を行ってください。

10 監査結果

指定管理者制度の運用については、書面調査の結果を基に、関係書類の照合及び聴取を行った結果、おおむね適正に執行されているものと認められました。

11 意見

公の施設は、住民生活において最も身近なものの一つであり、その利用環境の良し悪しが自治体の暮らしやすさの評価にもつながることから、その適正な管理は自治体にとって非常に重要な業務となっています。現在、本市では、市民体育館をはじめとしたレクリエーション・スポーツ施設、文化会館及びコミュニティセンターなどの文教施設、基盤施設や社会福祉施設など、様々な分野の施設において指定管理者制度が導入され、民間等の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図っています。しかし、施設の管理運営や整備については、市の厳しい財政状況、少子高齢化の進行や多様化する住民ニーズへの対応、施設の老朽化に伴う維持管理経費の増加など数多くの課題が生じています。また、老朽化により大規模修繕や建替えを検討している施設もあり、将来の住民ニーズを見据え、複合化や統廃合といった選択肢も含め、施設の今後のあり方について適切な判断が求められています。

今回の監査では、多くの協定において、所管課が指定管理者と積極的に情報共有

を図り連携を密にするとともに、課題や問題点に対して適切に指導・監督を行い、その解決に努めている姿勢が見受けられました。また、令和2年度はコロナウイルスの感染拡大により、休館となった施設などもありましたが、休館となり想定を大きく下回った経費を協議の上、精算とするなど、原則精算を行わない協定においても弾力的な運用がなされていました。一方、指定管理者の持つノウハウの活用と新たな創意工夫によってより良いサービスの提供が可能となりますが、インセンティブが発生しない協定もあり、指定管理者がモチベーションを堅持するためのインセンティブの付与について検討の余地が見受けられました。

指定管理者施設は住民が集う交流の場となり地域の活性化に大きく貢献しているとともに、利用を通じて人々の支え合いや助け合いにつながるなど、重要な役割を果たしています。公の施設の管理の本質は、安全で快適な利用環境を継続的に住民に提供することにあります。その実現に努めつつ、指定管理者制度の運用を通じて、より効果的・効率的な管理運営が行えるよう指定管理者及び所管課が常に知恵を出し合い相互が協力し、一層充実した住民サービスの提供が実現されることを期待しています。

[資 料]

総 行 経 第 3 8 号
平成 2 2 年 1 2 月 2 8 日

各都道府県知事
各指定都市市長
各都道府県議会議長
各指定都市議会議長

} 殿

総務省自治行政局長

指定管理者制度の運用について

指定管理者制度は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため、平成 1 5 年 9 月に設けられたところです。

本制度は、その導入以降、公の施設の管理において、多様化する住民ニーズへの効果的、効率的な対応に寄与してきたところですが、地方公共団体において様々な取組がなされる中で、留意すべき点も明らかになってきたことから、これまでの通知に加え、下記の点に留意の上、改めて制度の適切な運用に努められるよう、地方自治法第 2 5 2 条の 1 7 の 5 に基づき助言します。

なお、貴都道府県内の市区町村に対しても、本通知について周知方よろしくお願いいたします。

記

- 1 指定管理者制度については、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときに活用できる制度であり、個々の施設に対し、指定管理者制度を導入するかしないかを含め、幅広く地方公共団体の自主性に委ねる制度となっていること。
- 2 指定管理者制度は、公共サービスの水準の確保という要請を果たす最も適切なサービスの提供者を、議会の議決を経て指定するものであり、単なる価

格競争による入札とは異なるものであること。

- 3 指定管理者による管理が適切に行われているかどうかを定期的に見直す機会を設けるため、指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとしてとされている。この期間については、法令上具体の定めはないものであり、公の施設の適切かつ安定的な運営の要請も勘案し、各地方公共団体において、施設の設置目的や実情等を踏まえて指定期間を定めること。
- 4 指定管理者の指定の申請にあたっては、住民サービスを効果的、効率的に提供するため、サービスの提供者を民間事業者等から幅広く求めることに意義があり、複数の申請者に事業計画書を提出させることが望ましい。一方で、利用者や住民からの評価等を踏まえ同一事業者を再び指定している例もあり、各地方公共団体において施設の態様等に応じて適切に選定を行うこと。
- 5 指定管理者制度を活用した場合でも、住民の安全確保に十分に配慮するとともに、指定管理者との協定等には、施設の種別に応じた必要な体制に関する事項、リスク分担に関する事項、損害賠償責任保険等の加入に関する事項等の具体的事項をあらかじめ盛り込むことが望ましいこと。
- 6 指定管理者が労働法令を遵守することは当然であり、指定管理者の選定にあたっては、指定管理者において労働法令の遵守や雇用・労働条件への適切な配慮がなされるよう、留意すること。
- 7 指定管理者の選定の際に情報管理体制のチェックを行うこと等により、個人情報適切に保護されるよう配慮すること。
- 8 指定期間が複数年度にわたり、かつ、地方公共団体から指定管理者に対して委託料を支出することが確実に見込まれる場合には、債務負担行為を設定すること。

総 行 経 第 2 5 号
平成 29 年 4 月 25 日

各都道府県知事
各指定都市市長
各都道府県議会議長
各指定都市議会議長

} 殿

総務省自治行政局長

大規模地震に係る災害発生時における避難所運営を想定した
指定管理者制度の運用について（通知）

平成 28 年熊本地震における対応で課題が指摘されたものについて、今後の震災対策に活かすため、中央防災会議防災対策実行会議に「熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援ワーキンググループ」が設置され、平成 28 年 12 月 20 日に「熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策の在り方について（報告）」がとりまとめられ、平成 29 年 4 月 11 日開催の第 37 回中央防災会議にて報告されたところです。

本報告においては、関係者間の連携の不足に伴う課題の一つとして、「市町村と施設管理者、指定管理者の間で避難所運営を想定した役割分担等が共有されていなかったため、避難所運営を想定していなかった指定管理者に多大な負担が生じる場合もあった」ことが指摘され、実施すべき取組として、「避難所となる施設の中には、市町村が指定管理者を指定している場合もあるが、災害時の市町村との役割分担について予め協定等で決めておくとともに、発災後も必要に応じて話し合いを行うことが必要である。」とされています。

については、大規模地震に係る災害発生時における避難所運営を想定した指定管理者制度の運用について、下記の点に留意の上、適切な運用に努められるよう、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づき助言します。

なお、貴都道府県内の市区町村に対しても、本通知について周知方よろしくお願います。

記

1. 指定管理者が管理する施設における避難所等運営の役割分担の確認

(1) 指定避難所としての指定や果たすべき機能等の明確化

指定管理者が管理する施設における避難所等運営については、施設を設置する地方自治体（以下「設置団体」という。）の指定管理者制度所管部局及び施設管理担当部局が、防災担当部局等と緊密に連携し、条例、地域防災計画等において、当該施設の災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）上の指定避難所としての指定や果たすべき機能等について明確にしておく必要があること。

(2) 指定避難所である場合

指定避難所である場合、避難所運営の対応マニュアルの作成、指定管理者との協定の締結等を通じ、設置団体、施設所在市町村と指定管理者の間の役割分担をあらかじめ明確にしておく必要があること。その際、指定管理者が避難所運営や、市町村による避難所運営の支援の役割を担う場合にはその旨を明確にする必要があること。

(3) 指定避難所でない場合

大規模地震に係る災害の場合には、あらかじめ指定避難所として指定されていないとしても、周辺住民から見て避難に適していると判断された施設は事実上避難者が集まる場所となり、さらに事後的に指定避難所として指定されることもあり得ることに留意すること。このような事態が見込まれる施設では、避難者の受入れの可否の判断方法や、受け入れた場合の設置団体、施設所在市町村と指定管理者の役割分担をあらかじめ明確にしておく必要があること。

(4) 避難所等の運営を市町村が行う場合

大規模地震に係る災害の場合には、指定避難所や事実上避難者が集まる場所（以下「避難所等」という。）の運営を市町村が行うこととしている施設であっても、指定管理者が市町村による避難所等運営の支援の役割を担うなど、通常の施設管理以外の業務を行うこともあり得ることに留意すること。

(5) 避難所等の運営を指定管理者が行う場合

避難所等の運営を指定管理者が行う場合には、受け入れる避難者の数、安

全管理、個人情報等の取扱い等運営の基本的な方針の決定方法や、他の関係機関との連絡調整の方法等については、施設所在市町村と指定管理者の間で調整の上、定める必要があること。

また、指定管理者が避難所等運営において重要な役割を果たしている場合には、運営の基本的な方針を決定する際、施設所在市町村と指定管理者との間で十分な連絡調整が行われることが望ましいこと。

2. 指定管理者が管理する施設を避難所等として利用する場合の費用負担

(1) 費用負担の方針、協議の方法の明確化

指定管理者が管理する施設を避難所等として利用することによって新たに必要となる費用や施設の通常利用ができないことによる利用料金収入の補填等の追加負担、また、不要となる費用の減額等の精算について、その方針や協議の方法（協議開始時期や手続、協議対象事項等）をあらかじめ定めておく必要があること。

(2) 留意事項

費用の追加負担については、指定管理者の業務の円滑な実施に支障をきたすことがないように、留意する必要があること。特に、費用の追加負担の支出の時期については、指定管理者が本来得られるべき通常の指定管理料や利用料金等の当面の収入が得られない状況があり得ることを考慮する必要があること。

また、都道府県が設置する施設を施設所在市町村が避難所等として利用する場合には、新たに必要となる費用の負担者が不明確になることがあるため、都道府県と施設所在市町村の間で事前の調整を行う必要があること。

3. その他

1 及び 2 については、その内容に応じ、条例、地域防災計画のほか、指定管理者との間で定める協定その他の書面において、可能な限り具体的に明記しておくことが望ましいこと。